

警察庁政策評価研究会

第36回議事録

令和元年6月27日開催

警察庁長官官房企画課

第36回警察庁政策評価研究会

1 日時

令和元年6月27日（木）午後1時55分から午後4時28分までの間

2 場所

警察庁官房会議室

3 出席者

○ 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授
木村 光江 首都大学東京大学院法学政治学研究科教授（座長）
野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
横山 淳 株式会社PMAグループ代表取締役

○ 警察庁

筋 伊知朗 政策立案総括審議官
高木 紳一郎 サイバーセキュリティ・情報化審議官
田中 俊恵 審議官（国際担当）
内藤 浩文 審議官（犯罪被害者等施策担当）
楠 芳伸 審議官（東京オリンピック・パラリンピック・調整担当）
小田部耕治 審議官（生活安全局担当）
田中 勝也 審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
河野 真 審議官（警備局担当）
岡本 克己 技術審議官
作道 英文 交通企画課理事官
鶴代 隆造 長官官房参事官（総合調整・統計総括担当）
山田 好孝 保安課長
和田 薫 組織犯罪対策企画課長
早川 智之 運転免許課長
磯 丈男 企画課警察行政運営企画室長

4 議題

- (1) 令和元年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）について
- (2) 平成30年度実績評価書（案）について
- (3) 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (4) 規制の事後評価書（案）について

5 報告事項

平成30年度政策評価実施結果報告書（案）について

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、全員お揃いですので、第36回警察庁政策評価研究会を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、委員の御紹介をさせていただきます。

東京大学大学院総合文化研究科教授でいらっしゃいます内山委員です。

(内山委員)

よろしく申し上げます。

(磯警察行政運営企画室長)

首都大学東京大学院法学政治学研究科教授でいらっしゃいます木村委員です。

(木村委員)

よろしくお願いたします。

(磯警察行政運営企画室長)

一橋大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます野口委員です。

(野口委員)

どうぞよろしくお願いたします。

(磯警察行政運営企画室長)

株式会社PMAグループ代表取締役でいらっしゃいます横山委員です。

(横山委員)

よろしく申し上げます。

(磯警察行政運営企画室長)

続きまして、政策立案総括審議官の筋から御挨拶申し上げます。

(筋政策立案総括審議官)

一言御挨拶申し上げます。政策立案総括審議官の筋と申します。

本日は、御多忙中のところ、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

最近の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数等の指標の面での改善はみられるところでございますが、一方で高齢者等を標的とした特殊詐欺の被害が高水準で推移してるなど依然として予断を許さない状況であると考えております。

こうした状況を踏まえまして、我々といたしましては、一層の治安の向上に向けて、重要施策に関する適切・的確な評価の実施、そして、評価結果の政策への適切な反映

等に努めなければならないと考えているところでございます。

本日は、皆様から御意見を賜り、政策評価の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。どうか忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(磯警察行政運営企画室長)

続きまして、当庁の出席者を御紹介いたします。
委員から向かって右側奥から、岡本技術審議官です。

(岡本技術審議官)

よろしくお願い致します。

(磯警察行政運営企画室長)

東京オリンピック・パラリンピック・調整担当の楠審議官です。

(楠審議官)

よろしくお願い致します。

(磯警察行政運営企画室長)

警備局担当の河野審議官です。

(河野審議官)

よろしくお願い致します。

(磯警察行政運営企画室長)

刑事局・犯罪収益対策担当の田中審議官です。

(田中審議官)

よろしくお願い致します。

(磯警察行政運営企画室長)

犯罪被害者等施策担当の内藤審議官です。

(内藤審議官)

よろしくお願い致します。

(磯警察行政運営企画室長)

高木サイバーセキュリティ・情報化審議官です。

(高木サイバーセキュリティ・情報化審議官)

よろしくお願ひいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

筋政策立案総括審議官です。

(筋政策立案総括審議官)

よろしくお願ひいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

国際担当の田中審議官です。

(田中審議官)

よろしくお願ひいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

生活安全局担当の小田部審議官です。

(小田部審議官)

よろしくお願ひいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

交通企画課理事官の作道理事官です。

(作道交通企画課理事官)

よろしくお願ひいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

鶴代長官官房参事官です。

(鶴代長官官房参事官)

よろしくお願ひいたします。

(磯警察行政運営企画室長)

私は、本日の進行を担当いたします警察行政運営企画室の磯と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、当研究会の座長につきましては、事前にいただいた御意見を踏まえ、木村委員にお願ひしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。木村委員よろしいでしょうか。では、ここからは、木村座長に司会をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(木村座長)

御指名ですので、大変僭越ではございますが座長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、審議に入る前に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認させていただきます。

総務省から、各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどという特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録、議事要旨は、警察庁のウェブサイト上で公開することにしております。今回も同様の取扱いとしたいと思っておりますので、御了承いただけますでしょうか。議事録と議事要旨は、事務局で作成した案を後日皆様に確認させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事に入ります。まず議題の1について、警察行政運営企画室から御説明ください。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、議題の1について御説明いたします。

議題1は、「令和元年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(案)」についてでございます。資料1を御覧ください。今年度評価書を作成する施策と、来年度評価する今年度の施策について定めるものです。

まず、実績評価方式による事後評価についてでございますが、警察庁では、これまで毎年度全ての施策について評価を行ってきたところ、平成25年に政策評価各府省連絡会議で了承されました「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえ、政策評価を効率化・重点化することとしております。

今年度は、基本目標2の業績目標3である特殊詐欺と4の科学技術の活用、基本目標3の業績目標1である暴力団等犯罪組織と2の国際組織犯罪対策、基本目標7の業績目標1であるサイバー犯罪・サイバー攻撃対策について評価を実施することとしております。来年度については、基本目標2の業績目標1である重要犯罪等の検挙、業績目標2の政治・行政・経済の構造的不正の追及、業績目標3の特殊詐欺、業績目標5の被疑者取調べの適正化、基本目標7の業績目標1であるサイバー犯罪・サイバー攻撃対策について評価を実施することとしております。

次に、事業評価方式による事後評価についてですが、今年度は別添2のとおり、平成20年の銃刀法改正以下4法令について評価し、来年度は別添3のとおり、平成23年の犯罪収益移転防止法改正以下4法について評価を実施することとしております。

議題1の説明は以上となります。

(木村座長)

どうもありがとうございます。それでは、今御説明のあった議題1について、御質問

等がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、議題1については以上とさせていただいて、議題2及び3について、警察行政運営企画室から御説明ください。

(磯警察行政運営企画室長)

議題2は、「平成30年度実績評価書(案)」について、議題3は、「令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)」についてとなります。議題2については、資料2の実績評価書の要旨、資料3の実績評価書の本体、議題3については資料4の事前分析表となります。

はじめに、今年度評価を実施した施策から説明させていただきます。実績評価書の検討結果を踏まえ令和元年度の事前分析表を決定したいので、議題2と3を同時に議論させていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」の業績目標3「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」について、特殊詐欺の認知件数及び被害総額がいずれも前年より減少したことから、業績指標①は◎と評価しております。業績指標②について、振り込め詐欺以外の特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員は過去5年間の平均値を下回ったものの、特殊詐欺全体の検挙件数及び検挙人員は過去5年間の平均値を上回ったことから、達成状況は○と評価しております。業績目標の達成状況は○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

資料2の2ページ、業績目標4「捜査への科学技術の活用」について、DNA型データベースの活用件数の増減率のうち、遺留DNA型記録一致件数は前年度から約3%増加しましたが、被疑者DNA型記録一致件数は前年度から約12%減少しております。刑法犯認知件数が前年度比で約10%減少している状況に鑑みて達成状況は○と評価し、業績目標の達成状況も○と評価して、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

資料4、事前分析表の13ページを御覧いただきますと、評価書と事前分析表で達成目標が異なっておりますが、これは形式的な表現の修正であり、実質的な変更ではございません。

資料2の3ページ、基本目標3「組織犯罪対策の強化」の業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」について、暴力団構成員等の数は過去5年間の平均値を下回ったことから、業績指標①は◎と評価しております。業績指標②は、薬物事犯の検挙件数及び検挙人員がいずれも過去5年間の平均値を上回ったことから◎と評価、業績目標の達成状況も◎と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

資料2の4ページ、業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」について、来日外国人による共犯事件の検挙件数を包括罪種別にみると、過去5年間の平均並みの水準を維持したのは知能犯のみで、凶悪犯と窃盗犯については目標を達成できなかったことか

ら、業績指標①は△と評価しております。業績指標②の国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員は、偽装結婚等が件数・人員ともに過去5年間の平均値を下回った一方、旅券等偽造は件数・人員ともに過去5年間の平均値を上回り、不法就労助長は人員が過去5年間の平均値を上回り件数も平均並みの水準を維持したことから、達成状況は○と評価しております。業績指標③、外国人の国外逃亡被疑者等の検挙人員は過去5年間の平均値を上回ったことから、◎と評価しております。総じて業績目標の達成状況は○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

今後は、資料4の事前分析表17ページのとおり、業績指標②について、犯罪インフラとしての必要性・重要性の低下がうかがわれる偽装結婚等を業績指標から除外し、また、業績指標③について、国外逃亡被疑者等の数が減少傾向にあること等情勢の変化を踏まえた基準とするため、達成目標を過去5年間の「平均値を上回る」から「平均並みの水準を維持する」に変更することとしています。

資料2の5ページ、基本目標7「安心できるIT社会の実現」の業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」について、JC3等の関係団体や関係省庁等と連携し、被疑者の検挙や被害防止対策等を積極的に推進した事例があること等から、業績指標①は○と評価しております。また、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化等により、サイバー攻撃対策を推進した事例があること等から、業績指標②は○と評価しております。参考指標⑥及び⑧のとおり、平成30年中の標的型メール攻撃の把握件数とサイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が過去最多となったこと等を踏まえ、業績目標の達成状況は○と評価し、引き続き当該施策を推進していくこととしております。

次に、モニタリングを実施した施策について、主に業績指標の変更等について資料4の事前分析表により説明させていただきます。

資料4の14ページをご覧ください。基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」の業績目標5「被疑者取調べの適正化」について、取調べ監督制度の改正に伴う適切な内容とするため、業績指標①及び達成目標における監督対象行為の「事案数」を、みなし監督対象行為を含まない「件数」に変更しております。

続いて、資料4の26ページ、基本目標5「国の公安の維持」の業績目標1「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」について、業績指標②は評価内容に合わせ「検挙事例」を追加した形式的な修正であり、実質的な変更はございません。また、定性的基準から定量的基準とするため、達成目標を「検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する」に変更しております。

資料4の28ページ、業績目標2「災害への的確な対処」について、業績指標①の達成目標を定量的な基準とするため、「合同訓練の実施件数について、過去5年の平均並みの水準を維持する」に変更しております。

資料4の31ページ、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」の業績目標1「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」について、昨年度

の事前分析表において業績指標②としていた「犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用の公費負担制度」は、目標を達成しましたので削除しております。
私からは以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。今の御説明について、お気付きの点や御質問等あればお願いいたします。

(内山委員)

よろしいでしょうか。資料2の実績評価書要旨の1ページ、特殊詐欺について、業績指標①の達成状況◎に異論はないのですが、その背景についてお伺いします。特殊詐欺の認知件数と被害総額が減っているということは喜ばしいことなのですが、暗数、つまり認知されていない件数はどの程度あるのでしょうか。例えば、サイバー犯罪等はそもそも認知が難しいという話も伺っていますが、特殊詐欺に関しては犯罪が発生すればほぼ認知されていると考えてよろしいのでしょうか。

(田中勝也審議官)

暗数については一概に申し上げるのが難しいところがございます。例えば、性犯罪については、届け出しにくい状況があると承知しておりますが、特殊詐欺につきましても、例えば高齢の方で被害に遭われたとしても、親族にも相談したくないという方がいれば、それが暗数として認知に至らないということがございます。

サイバー犯罪等と比べて暗数が少ないということは、必ずしも言えないところがございます。

(内山委員)

色々な啓発活動をされているので、その成果が出ているということですか。

(田中勝也審議官)

だまされないために「親族の方に相談してください」といったような啓発活動をしておりますので、それが影響するという事は考えられますが、

それに関しては数字が出ませんので、はっきりとは申し上げにくいところがございます。

(内山委員)

わかりました。もう1点質問してよろしいですか。

資料2の2ページ、基本目標2、業績目標4「捜査への科学技術の活用」について、遺留DNA型に関しては、刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回っているのですが、被疑者DNA型に関しては-12.3%ということで下がってしまっています。これはどう解釈すればよいのでしょうか。単純に考えれば、一人でたくさん犯

罪を行うような者が減っていると解釈できるかと思ったのですが、教えていただければと思います。

(田中審議官)

まず、改めてそれぞれにつきまして、どのようなものか御説明申し上げます。

遺留DNA型記録一致件数でございますが、これは犯罪現場から収集した遺留資料のDNA型記録を、過去に犯罪を犯した被疑者のDNA型記録データベースと照合した結果、一致した件数を示すものでありまして、いわば被疑者DNA型記録データベースを活用して効果があつた件数です。

一方、被疑者DNA型記録一致件数でございますが、これは検挙した被疑者のDNA型記録を、犯罪現場から採取した遺留資料のDNA型記録と照合する、つまり遺留DNA型記録データベースを活用して照合した結果、一致した件数でございます。

いずれの件数につきましても、一般的には、照合対象となる各DNA型記録データベースの登録件数と正の相関関係があると思われませんが、被疑者DNA型記録一致件数については、御指摘のとおり、余罪を有する被疑者の検挙件数と正の相関関係があるでしょうし、また、収集した遺留DNA型記録に照合させるものですから、刑法犯認知件数が増加して新たに収集した遺留資料が増えれば、それと正の相関関係が出るものと考えられます。

(内山委員)

ありがとうございました。

(野口委員)

基本目標2について、2点御質問させていただきます。

評価そのものに対する質問ではないのですが、基本目標2、業績目標3について、政策への反映の方向性の一番上に「官民一体となった効果的な被害防止対策」とあつて、これは絶対やらなければならない対策であるということはわかるのですが、これに関連するデータがあるのか、これを中心に据えていかなければならないというのは何から導かれているのかを教えていただければと思います。

もう1点も政策への反映の方向性と関わるのですが、基本目標2、業績目標4で「人的・物的な体制の充実等」とあります。この施策も、国民としては是非充実していただきたいと思うのですが、業績指標や参考指標からはなかなかこの点が直接的には読み取れないようなので、予算との関係もあつてなかなか難しい問題もあるかと思いますが、今どのような状況にあるのか、充実していつているのか、それともなかなか厳しいのかといったことについて教えていただければと思います。

(田中勝也審議官)

まず、振り込め詐欺について、御指摘の「官民一体となった効果的な被害防止対策」についてでございますが、一つは、電話を受けなければだまされないというのは明らか

ですので、かかってきた電話に出ないために留守番電話や特別な機器の活用が挙げられ、これらについては、数字がなくても効果があると言えると思います。

それから、被害に遭った方に対するアンケート調査の結果によりますと、誰にも相談しなかった方が被害に遭い、普段から親族の方と連絡をとっている方は被害に遭っていないという傾向がありますので、普段から親族の方と連絡をとって被害を防止するというような広報啓発活動を行っているところです。

また、捜査への科学技術の活用についてですが、予算の限度がある中、例えば、大量の鑑定資料を一括処理できるシステムを整備するなど、予算の範囲内で効率的に処理するための工夫をしているところでございます。

(野口委員)

ありがとうございます。

内山先生の御質問とも重なるのですが、基本目標2、業績目標4というのは、評価の指標の立て方が大変難しいのではないかと思います。先程の御説明のように、マッチするというのはマッチ元の数によっても随分と数の現れ方が変わってくるので、数値が高ければ効果があがったということに、直接的にはならない部分があるような気がします。施策が進んでいることが示されるために、そのベースをつくる「人的・物的な体制の充実」についてのデータを見せていただければ、進んでいるということが実感できるのではないかと思います。

(田中勝也審議官)

御説明の仕方については検討させていただきます。

(野口委員)

ありがとうございます。

(横山委員)

よろしいでしょうか。基本的なことをお伺いします。全般的に、基本的にトレンドで実数ベース又はパーセンテージについて過去5年の平均値又は前年と比較して、○、△等で評価していると理解しました。目標として達成したいということと組織をドライブするためのストレッチ目標を掲げるなどいくつかの方法があると思いますが、方法によって指標の設定の仕方が変わってくると思います。例えば、資料2の3ページにある「暴力団構成員等の数」について、「過去5年間の平均値を下回る」を目標にした場合、普通の感覚で言えば、これだけダウントレンドのものに対してそのような目標を設定すれば、ほぼ間違いなく達成すると考えるのではないかと思います。つまり、微妙に推移しているものとアップトレンド、ダウントレンドがあるものと区別して、KPI設定をどのようにするかということは議論としてあるのではないかと思います。

また、目標として絶対値というのは設定しにくいのでしょうか。内容によるとは思いますが、会社であれば、絶対値かパーセントを目標とするのでトレンドはあまり目標に

しません。具体的に言えば、過去5年間の平均値より下げるという指示は実行が難しく、昨年より実数を下げるかパーセントをより良くするという目標になると思います。

どういう目標設定の仕方が適切なのかを個別に見た場合、気になったのが先程の「暴力団構成員等の数」で、過去5年間の平均という基準値と実績にこれだけ開きがあれば相当悪化しても目標を達成するのではないかと思いました。

(筋政策立案総括審議官)

警察の場合、基本的には去年より今年は良い社会になって欲しいというところがあるので、過去5年くらいを見てどうかというように目標を設定する傾向があります。御指摘の「暴力団構成員等の数」については、大幅に減少したように見えますが、設定した際は必ずしも簡単に減るものではないと考えており、全体でみたところ減少幅が大きかったものと御理解いただければと思います。

目標設定については、今後もよく考えていかなければならないと思います。

(横山委員)

目標設定について、どういう頻度で見直すかなどというものはあるのでしょうか。

(磯警察行政運営企画室長)

目標の設定については、今回のような御指摘を次年度の内容に反映する場合もあったり、変化の情勢を見て適切な評価ができていくかを検討していきますので、見直しは随時可能です。

(横山委員)

分かりました。ありがとうございました。

(内山委員)

今の横山先生の御質問について、逆に私は政府の政策評価しか見ておらず、民間のことはよく知らなかったのが非常に参考になりました。政策の場合、政策を実施したということと目標達成との距離が結構あるように思います。いわゆるアウトプットかアウトカムかという話です。予算措置はアウトプットになりますが、そのアウトプットと、それによって犯罪が減ったというようなアウトカムとは相当距離があります。しかも社会経済的な要因が入ってくるので、政策の効果はなかなか計測しにくいと思います。横山先生がおっしゃることもよくわかるのですが、例えば、暴力団構成員の数が減っていくのは、社会経済的な要因なのか、つまり放っておいても暴力団が減っていく状況なのか、それとも警察が頑張ったから減っているのかについてはすぐにはわからないので、社会経済的なトレンドを取り除いて政策だけの効果を取り出すということが必要になってくると思います。EBPM（証拠に基づく政策立案）では因果推論の手法が発達してきていますので、将来的にはそういった手法を取り入れて考えるということが大事になってくると思います。それから、こうした数値は、一定のトレンドで変化するものもあれば、

毎年大きな変動があるものもありますが、毎年の変動が大きいものを目標にして良いのかという問題もあると思います。変動ができるだけないような目標にするか、あるいは変動を取り除けるような推計の方法を考えるか、といったことは将来的な課題として検討が必要だと思います。

(木村座長)

ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

(野口委員)

よろしいですか。基本目標3、業績目標2の「国際組織犯罪対策の強化」について、評価の結果そのものに関する質問ではないのですが、他の行政領域の政策の動きが警察行政に与える影響を考える際に、おそらく、入管法の改正等によって、外国人をはじめとする人々の動き方が随分と変わってくるという状況が現れてくるのではないかと思います。配布資料では、組織ではない来日外国人の犯罪のデータ等を参考指標として入れていただいておりますが、日本の治安を考えるに当たって、外国人をはじめとする、日本に滞在する方々の動きの変化等を、これからの政策評価の中でどう位置づけていこうと考えていらっしゃるのかについて、教えていただければと思います。

(田中勝也審議官)

検挙の状況だけを見ますと毎年大きな変動はありませんので、環境が大きく変わっていないということになるのかなと思っていますところでございます。ただ、御質問のとおり制度が変わっていますので、それによって新たなタイプの外国人が日本に長く滞在するということになれば犯罪情勢が変わってくる可能性がございますので、状況を見ながら考えていきたいと思っています。

(野口委員)

ありがとうございます。

(横山委員)

よろしいですか。同じく資料2の4ページの業績指標①についてですが、これは絶対数ですね。凶悪犯全体の中の来日外国人というのは、捕まえてみないとわからないと思いますので結果として何人検挙したという数字しか出ないと思うのですが、普通に考えると、来日外国人の数が増えた場合、確率が変わらないのであればこの検挙件数も増えるのではないかと思います。一方で、凶悪犯全体の件数が社会的には問題であって、誰が行うかはあまり問題ではないとするならば、まず凶悪犯全体の件数を見た上で、その中に占める外国人の割合を見た方が良いのではないかと考えましたが、いかがでしょうか。

(木村座長)

その点について何かありましたらお願いします。

(田中勝也審議官)

世の中としてはおそらく被害の件数の方が重要であるのではないかと考えます。ただ、警察の捜査の面から言いますと、外国人犯罪の捜査には特有の難しさがありその難しさを超えて捜査をするという観点から、アウトプットとしては一定の重要性があると考えております。

(横山委員)

組織としては大事な点であるからこのような課題設定をしているということですね。

(筋政策立案総括審議官)

ここでは国際組織犯罪ということで、単純な来日外国人のオーバーステイ等ではなく、組織性のある犯罪を検挙していこうという考え方をしております。例えば、写真のようなヤードを舞台にした組織的な犯罪があるので、評価をするために工夫をして共犯事件に限って見ていたり、あるいは旅券の偽造や不法就労の助長等、国際組織犯罪を助長するような犯罪インフラ事犯というのを見たりと工夫しております。単純な外国人による犯罪ではないということについては御理解いただきたいと思います。

(横山委員)

参考までお伺いします。業績指標①の凶悪犯、窃盗犯、知能犯とありますが、これは全体に占めるパーセントで見るとどのくらいなのでしょう。世の中で起きているこの種の犯罪のうち、10パーセントの話をしているのか2パーセントの話をしているのかどの程度なのかについて教えていただければと思います。

(田中勝也審議官)

包括罪種というタイプのうちの3つでありまして、窃盗犯が全刑法犯の約7割を占めておりますので、そういった意味では大きいものとなっております。

(横山委員)

世の中の的にも大きいということですか。

(田中勝也審議官)

全犯罪の中で包括罪種たる窃盗犯が占める割合が大きいということです。

(横山委員)

全体の件数のうち、ここにある2,495件がどのくらいの割合なのでしょう。

(筋政策立案総括審議官)

おっしゃっているのは、全ての犯罪発生件数のうちの来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数の割合ということですか。

(横山委員)

そうです。世の中のうちの何パーセントの話をしているのですかということです。

(木村座長)

日本人も含めた検挙件数全体の中での割合ということでしょうか。そうであるとすれば、おそらくとても少ないと思います。

(筋政策立案総括審議官)

刑法犯認知件数約80万件のうち4分の3くらいが窃盗犯ですので、それと比較すると割合としてはかなり少ないと言えます。

繰り返しになりますが、ここで見ているのは来日外国人の犯罪のうちの共犯事件となります。

(横山委員)

類似定義に基づきどのくらいの割合か、でも良いのですが、ここでは大きな課題として取り上げられていて組織的にも大事な目標であることはわかるのですが、世の中のどのくらいのインパクトのことなのかがわからなかったものですから質問させていただきました。

(木村座長)

もしわかるのであれば御説明をお願いします。

(田中勝也審議官)

窃盗犯の検挙件数の総数ということであれば、平成30年中は約19万件となっております。

(木村座長)

共犯事件の検挙については、そのうち何件かはわかりませんよね。

(田中勝也審議官)

手元に数値がございませんので、直ちには分かりません。

(磯警察行政運営企画室長)

データにつきましては、調査して回答させていただきたいと思います。それと、今年度はモニタリングを実施しているのですが、基本目標1の「市民生活の安全と平穩の確保」において、犯罪全体の評価を次年度以降実施する予定であります。

(木村座長)

今の点についてはよろしいでしょうか。

(横山委員)

はい、結構です。

(木村座長)

ありがとうございました。それでは数値等わかれば後でお願いします。
他にはございますか。

(野口委員)

基本目標7、業績目標1については、どちらも定性的な評価の指標となっています。業績評価においては、◎になるのが最も良い評価となるわけですが、定性的な指標で◎という評価はしにくいのではないかという気がします。この分野で定量的な評価の指標で何が有り得るのか、参考指標には数値で出てくるものもあるので、考えていく余地もまだあるのではないかという感想を持ちました。

(木村座長)

もし何かコメントがあればお願いします。

(高木サイバーセキュリティ・情報化審議官)

適当なものが何かないか検討は行っております。

(筋政策立案総括審議官)

同じような指摘は度々受けていますので考えてはいるのですが、なかなか難しいところですね。今後も継続的に考えていきたいと思っております。

(内山委員)

政策評価には定量的な分析と定性的な分析がありまして、定量的な分析が基本なのですが、定性的な評価をもう少し進歩させなければいけないと考えています。事例によって評価するというのは重要なのですが、社会科学の方法論では、成功事例と失敗事例の両方を比べなければならないと言われております。さらに言えば、様々な事例をランダムに取り上げて、例えば多数ある事例のうち10件をランダムに取り上げて、その中で成功と失敗の比率がどうであったか、また、なぜ成功したのか、なぜ失敗したのかを分析するというように成功と失敗を比較することが本来であれば必要だと言われております。もちろん、成功事例しかないということであれば良いと思っております。失敗例を公表できるかどうかという問題もあると思っておりますが、政策をより改善していくにはそういったことも考えていただければと思っております。

(木村座長)

ありがとうございます。

これまでの点については以上でよろしいでしょうか。

(鶴代長官官房参事官)

先程お尋ねの数値に関して資料をお配りいたします。

(木村座長)

ありがとうございます。

それでは、議題2と3については以上とさせていただいて、次に議題4に移りますが、分量が多いようですので、警察行政運営企画室から進め方について御説明ください。

(磯警察行政運営企画室長)

議題4以降は、各規制の担当課長から御説明致しますので、各審議官につきましてはここで退出させていただきます。

(木村座長)

どうもありがとうございました。

(磯警察行政運営企画室長)

それでは、議題に4に移らせていただきます。

議題4に関する資料は、資料5と資料6になり、資料5に基づき各担当課から説明させていただきます。資料5の目次にある4法令となりますが、1と2については保安課、3については組織犯罪対策企画課、4については(1)から(4)が運転免許課、(5)と(6)は交通企画課より御説明いたします。

それでは、座長よろしく願いいたします。

(木村座長)

わかりました。

それでは、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律により新設された規制について、保安課から御説明をお願いいたします。

(山田保安課長)

資料5の目次の1番の「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律により新設された規制」について御説明いたします。12項目ございますが、各項目の説明に入る前に、平成20年の銃刀法改正の背景・趣旨について簡単に御説明させていただきます。

平成19年12月、長崎県佐世保市のスポーツクラブで散弾銃使用の殺傷事件が発生し、2名の方が亡くなられたという事案がございました。また、翌平成20年6月には、東

京の秋葉原でダガーナイフ使用の無差別殺傷事件が発生し、7名の方が亡くなられたという事案がございました。平成20年の銃刀法改正は、こうした銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等に鑑み、銃砲刀剣類の使用、所持等に関する危害を防止するために所要の措置を講じたものです。

では、各項目について説明いたします。1ページの「所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大」についてでございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容ですが、第1パラグラフに記載しましたとおり、ダガーナイフのような剣の形状をした刃物は、もともと刺突用の凶器として製作されたもので、殺傷能力が高く、社会的有用性もありません。そこで、こうした剣を使った凶悪犯罪の防止を図るため、刃渡り15センチメートルに満たないものについても刀剣類としてその所持を禁止したものでございます。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用につきましては、第1パラグラフに記載しましたとおり、本規制導入後、新たに規制の対象とされた剣に係る所持許可の申請は確認されておりません。行政費用につきましては、第2パラグラフに記載しましたとおり、当該剣の所持許可申請に対する審査の実施は確認されておらず、ダガーナイフの回収についても、特段の体制強化なく対応したところでございます。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、平成20年12月から21年7月の間に、各都道府県警察によってダガーナイフ11,744振が回収されるなどしたところでございます。

まとめますと、「3 考察」にありますように、本規制により、新たに規制の対象とされた剣による凶悪犯罪を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難ですが、費用は相対的に小さいものと認められ、当該規制は継続することが妥当であると考えております。

次に、3ページの「銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加」について御説明いたします。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容ですが、第1と第2パラグラフに記載しましたとおり、佐世保事件や秋葉原事件を受け、銃砲刀剣類の所持を許可することが典型的に危険な者を排除することで、危害防止を図る必要があると認められたところでございます。そこで、例えば、破産手続開始の決定を受け復権を得ないこと、禁錮以上の刑に処せられたこと等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加をしたものでございます。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。第1と第2パラグラフに記載しましたとおり、新たな遵守費用、行政費用の発生はございません。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、平成21年から30年の間に、本規制の欠格事由に該当したことによって所持許可が取り消された者が199人、所持許可申請を不許可とされた者が45人となっているところでございます。

まとめますと、「3 考察」にありますように、本規制により、銃砲刀剣類の所持を許可することが典型的に危険な者の排除が図られ、人の生命及び身体の被害を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用の発

生は特段なく、当該規制は継続することが妥当であると考えております。

次に、5ページの「銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1と第2パラグラフに記載しましたとおり、銃刀法の取消処分に係る欠格事由は、取消事由によりまして取消処分後の欠格期間に差を設けておりませんでした。しかしながら、人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等をして取り消された場合は、他の取消事由と比較して、その危険性が著しく高く、より長期間排除する必要が認められたことから、このような者については、10年間銃砲刀剣類を所持させないこととしたものです。

「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。第1と第2パラグラフに記載しましたとおり、新たな遵守費用、行政費用の発生はございません。効果につきましては、第3パラグラフに記載しましたとおり、平成21年から30年の間に、人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等をしたことを理由に所持許可が取り消された者として23人を把握しております。これらの者については10年間の欠格期間が適用されることとなります。

まとめますと、「3 考察」にありますように、本規制によりまして悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、人の生命及び身体の被害を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用の発生は特段なく、当該規制は継続することが妥当と考えております。

次に、7ページの「高齢者に対する認知機能検査の導入」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容ですが、第1パラグラフに記載しましたとおり、猟銃及び空気銃の所持者の高齢化に伴い、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止するため、75歳以上の方に認知機能検査を受けさせることにより認知機能の低下した者を把握し、適切に対処することとしたものでございます。

「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用につきましては、第1パラグラフに記載しましたとおり、75歳以上の高齢者において、認知機能検査を受ける費用等が発生しております。行政費用につきましては、第2と第3パラグラフに記載しましたとおり、都道府県公安委員会による認知機能検査の実施費用が発生しておりますが、これについては検査を受ける者から徴する手数料により賄われております。効果につきましては、第4パラグラフに記載しましたとおり、平成21年から30年の間に認知機能検査等の結果を踏まえ、適切に所持許可証の自主返納等がなされていることを把握しております。

まとめますと、「3 考察」にありますように、本規制により、認知機能が低下した高齢者による違反事例や事故を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難ですが、費用は相対的に小さいものと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

次に、9ページの「射撃技能に関する講習の受講義務の新設」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1、第2パラグラフに記載しましたとおり、猟銃使用による事故が毎年一定数以上発生していたところでございます。そこで、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けることを義務付けて猟銃の基本的な操作や射撃の技能の低下に伴う事故の防止を図ることとしたものです。

「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用につきましては、第1パラグラフに記載しましたとおり、射撃技能講習を受講する費用が発生しております。行政費用についてでございますが、第2パラグラフに記載しましたとおり、当該講習の実施費用が発生していますが、当該費用は講習を受講する者から徴する手数料により賄われております。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、本規制導入前の平成11年から20年の間における猟銃使用による事故の発生件数が262件であったのに対して導入後の平成21年から30年の間は200件と、約4分の3に減少しているところでございます。

まとめますと、「3 考察」にありますとおり、本規制により、猟銃使用による事故の発生が減少し、人の生命及び身体の被害を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用は相対的に小さいものと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

続きまして、11ページの「年少者による空気銃の所持の制限」でございます。14ページの「年少射撃資格の認定制度の創設」も関連する項目ですので、合わせて説明をさせていただきます。まず、11ページの「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1から第3パラグラフに記載しましたとおり、本規制導入以前において、空気銃については、原則として18歳以上の者でなければ所持許可を受けることができませんでしたが、例外として、18歳未満であっても国民体育大会の選手等として推薦された14歳以上のものに限り、所持許可の対象としていたところでございます。ただし、14歳以上18歳未満の年少者は、成人に比ばまして危険物を適切に保管等する能力に劣っており、その所持を可能な限り制限することが危害予防上望ましいことから、年少者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定したものです。また、14ページの第1と第2パラグラフに記載しましたとおり、年少者の空気銃の所持許可を制限する趣旨が、年少者が自ら空気銃の所持許可を受けて保管した場合、盗難や紛失等の事故が発生する可能性があるということでこれを防止する観点から許可を制限したということでございますので、それを踏まえると、資格の認定を受けた一定の年少者のみについては、限られた場所で適切な指導者の監督の下に自ら保管することを要しない空気銃を所持させる必要が認められたところでございます。そこで、年少者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、都道府県公安委員会による年少射撃資格の認定を受け、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入した

ものがございます。すなわち、年少射撃資格の認定を受けた年少者は、自分が空気銃を所持するのではなく、射撃指導員の所持する空気銃を指定射撃場等において使用するということでございます。なお、年少射撃資格者の下限年齢でございますが、平成20年の銃刀法改正においては14歳以上としたところですが、後の平成26年の銃刀法改正によりまして、14歳から10歳に引き下げたところでございます。

続いて、12ページの「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用につきましては、第1パラグラフに記載しましたとおり、年少者が年少射撃資格認定講習会を受講する費用等や、射撃指導員が空気銃の所持許可申請を行う費用等が発生しております。行政費用については、第2パラグラフに記載しましたとおり、都道府県公安委員会による年少射撃資格認定講習会の実施費用等が発生しておりますが、当該費用は講習を受講する者から徴する手数料等によって賄われています。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、本規制導入前の平成11年から20年の間に引き続き、導入後の平成21年から30年の間も、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故の発生の把握はございません。

まとめますと、「3 考察」にありますとおり、本規制により、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故が防止され、人の生命及び身体の被害を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用は相対的に小さいものと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

続きまして、17ページの「実包の所持状況の記録化」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1と第2パラグラフに記載しましたとおり、佐世保事件では、被疑者が多数の実包を所持していたにもかかわらず、警察がその事実を把握できておりませんでした。猟銃の危険性は、銃と適合する実包が組み合わされることで現実化するということでございますので、猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、適合実包に関する所定の事項を記載しなければならないとしたものでございます。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用につきましては、第1パラグラフに記載しましたとおり、猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、所定事項を継続的に記録する事務負担が発生いたしました。また、行政費用につきましては、第2パラグラフに記載しましたとおり、帳簿記載事項の正確性を担保するための検査に係る事務負担が発生しております。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、平成21年から30年の間に82件の帳簿の記載に関する違反を把握しております。

まとめますと、「3 考察」にありますとおり、本規制により、実包の厳格な管理が推進され、銃砲による人の生命及び身体の被害の防止を推進することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用は相対的に小さいと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

次に、19ページの「実包等の保管に係る努力義務の新設」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1と第2パ

ラグラフに記載しましたとおり、銃砲と適合実包等は、これが一体となって危険性が顕在化するため、同一設備に保管してはならないこととしておりました。しかしながら、銃砲とその適合実包等が同一設備ではなく同一建物内にある場合においても、これらが同時盗難に遭う危険性が高いことから、銃砲とその適合実包等は同一建物内に保管しないよう努めなければならないとしたものでございます。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用についてでございますが、第1パラグラフに記載しましたとおり、適合実包等を銃砲とは他の建物に保管する費用等が発生しております。行政費用についてでございますが、第2パラグラフに記載しましたとおり、猟銃等講習会等の機会において本規制に関する指導・説明を実施しております。効果につきましては、第3パラグラフに記載しましたとおり、本規制導入前の平成11年から20年の間は、銃砲とその適合実包が同一建物内から同時に盗難に遭った件数が9件であったのに対し、導入後の平成21年から30年の間は2件と減少しているところでございます。

まとめますと、「3 考察」にありますとおり、本規制により、銃砲と適合実包等が同時に盗難に遭う危険性を少なくし、人の生命及び身体の被害を防止することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用は相対的に小さいと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

続きまして、21ページの「行政調査に関する規定の整備」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1、第2パラグラフに記載しましたとおり、以前は、銃砲刀剣類の所持許可申請があった場合等に、その者が欠格事由に該当するか否かを調査する際、必要な事項の報告を求めるなどの根拠規定がございませんでした。そこで、適宜かつ的確な報告徴収等の根拠規定を整備したものです。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用につきましては、第1パラグラフに記載しましたとおり、所持許可を受けた者が医師の診断を受けて都道府県公安委員会に報告する事務負担等が発生しております。行政費用については、第2パラグラフに記載しましたとおり、都道府県公安委員会が報告を受ける事務負担が発生しております。効果につきましては、第3パラグラフに記載しましたとおり、本規制導入後の平成21年から30年の間における報告徴収は2件、受診命令は107件であり、報告徴収や受診命令に基づく受診結果を踏まえ、許可証の自主返納や取消し処分がなされております。

まとめますと、「3 考察」にありますように、本規制により、不適格者を発見し、銃砲刀剣類の所持、使用による危害の予防に寄与することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難であります。費用は相対的に小さいものと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

次に、23ページの「調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設」です。「1 事前評価時の想定との比較」をご覧ください。改正の内容ですが、第1パラグラフに記載しましたとおり、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が欠格事由に該当する疑いが

あって、それが欠格事由に該当するのかわからないのかを確認するための調査を行っている間、その銃砲刀剣類を当該所持者の管理下に置いておかざるを得ないというのは危害予防上問題があると考えられたところでございます。そこで、調査を行う間、都道府県公安委員会がその銃砲刀剣類を保管できることとしたものでございます。

「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。遵守費用については、第1パラグラフに記載しましたとおり、銃砲刀剣類の提出を命じられた者が、警察官に銃砲刀剣類を提出する事務負担が生じております。行政費用については、第2パラグラフに記載しましたとおり、警察官が所持許可を受けた者の自宅に往訪し、銃砲刀剣類の提出を受ける事務負担等が生じております。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、平成21年から30年の間に、本規制に基づいて銃砲刀剣類を提出させた件数として139件を把握しております。

まとめますと、「3 考察」にありますとおり、本規制によりまして、欠格事由に該当する疑いがある者から銃砲刀剣類を提出させ、危害予防を図ることができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用は相対的に小さいと認められ、当該規制は継続することが妥当と考えております。

最後に、25ページの「猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設」でございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正の内容でございますが、第1から第3パラグラフに記載しましたとおり、平成20年の銃刀法改正により、猟銃の所持・使用による危害を防止するための諸活動をその職務とする猟銃安全指導委員の制度を設けたところでございます。この猟銃安全指導委員には、その活動をより効果的なものとするため、都道府県公安委員会が、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報を提供できること等から、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、猟銃安全指導委員による職務に対する国民の信頼性を確保する必要が認められました。そこで、猟銃安全指導委員又は猟銃安全指導委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしたものでございます。

「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。第1、第2パラグラフに記載しましたとおり、新たな遵守費用、行政費用の発生はございません。効果については、第3パラグラフに記載しましたとおり、平成21年から30年の間、本規制に違反した事例の把握はなく、個人情報の悪用等を防ぐといった目的が達せられたと考えております。

まとめますと、「3 考察」にありますとおり、本規制により、猟銃所持者の個人情報が保護され、猟銃安全指導委員の職務に対する国民の信頼を確保することができたと考えられます。便益の金銭価値化は困難でございますが、費用の発生は特段なく、当該規制は継続することが妥当と考えております。

私からの説明は以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。御質問、御意見等あればお願いいたします。

(野口委員)

一般論としての御質問ですが、法律のなかで努力義務と規定されているものについても、評価を行わなければならないのでしょうか。法律で法的な義務として規制を設けた場合には、当然、評価を行わなければならないと思いますが、今回、実包等の保管に係る規定は努力義務であり、この点についても評価を行っていらっしゃるのですが、努力義務についても評価をしなければならないのでしょうか。

(磯警察行政運営企画室長)

努力義務に関しては任意ですので、評価を必ず行わなければならないというものではございません。

(野口委員)

今回評価を実施したのは、効果が上がっているからなのか、それとも、警察庁としては努力義務についても基本的には評価を実施するという方針をとられていたからなのか、どちらでしょうか。

(山田保安課長)

今回の場合、努力義務ではありますが、銃砲とその適合実包等を同じ建物内に保管しないということは、所持者に対する影響が一定程度あると認められたことから、評価を実施したものです。

(筋政策立案総括審議官)

改正の内容が努力義務も含めてワンセットなので、入れた方が自然であるということで評価を実施したところです。

(野口委員)

どうしてこのような質問をしたかと言いますと、今回、色々と調査をされて、努力義務による効果とされている件数の減少の話があったと思いますが、ただ詰めて考えていくと結構微妙なところもあり、本当に努力義務による効果なのかということの検証はどのように行うのかという話も出てくるのではないかと思います。そのような趣旨からの御質問でした。状況はわかりました。ありがとうございました。

(筋政策立案総括審議官)

規制による効果の因果関係がはっきりとしないということでしょうか。

(野口委員)

努力義務の場合、法的義務の場合のような明確な結びつきを示すことが難しいという場合があるかもしれないのではないかと思います。

(内山委員)

社会科学の因果推論の用語で言うと、ある事象があった時の結果とない時の結果を比較して、その差が因果効果ということになります。そういう意味では、努力義務を入れた時と入れない時を比較して結果に有意な効果があるとする事自体は、社会科学的には適切な推論であると思います。入れた時と入れない時の比較が非常に難しいところですが、入れる前と入れた後でこれだけ違ったということの効果としてみなして良いのではないかと個人的には思います。

(木村座長)

今回の場合は、実包の所持状況の記録化とも関連するので評価を実施したのかもしれませんが、野口委員の御指摘のとおりで、全ての努力義務について評価を実施することではないのですよね。努力義務の評価について、実施する場合としない場合を整理しておいた方が良いでしょうと思います。

(筋政策立案総括審議官)

考えます。ありがとうございます。

(野口委員)

これは感想ですが、一貫して、警察の規制をこの様式に当てはめるということについて、大変な御尽力であると思うのですが、果たしてどうなのだろうかと感じました。警察庁が所管する法令に基づく規制に関しては、規制の評価を、このような形で評価をすることが適切なのだろうかという疑問に思います。

(筋政策立案総括審議官)

各省庁全体で実施することですので、このようになっています。

(野口委員)

それはわかるのですが、例えば先程の銃刀法で言いますと、規制を設ける際は、この規制が必要だということで、国会での議論があって法制化されていると思います。このように設定された規制がどのように使われているかを見る場合、適用件数が増えているから効果が出ているということだけでもないでしょうし、また、費用の算出等も難しいのではないかと思います。さらに言えば、費用がいくらかかったとしてもこの規制は必要であるというものもあるはずですので、本当に大変な作業をされていると同時に、警察の規制はそういったもので効果を測るものでもないのではないかと、改めて思いました。

(横山座長)

元々は経済的なもの向けなのでしょうか。

(内山委員)

そうです。経済政策等の事業規制のようなものが念頭にあります。

(磯警察行政運営企画室長)

例えば、タクシーの台数を規制した場合の費用と便益を比較するなどであればわかりやすいと思います。警察はそのような内容の規制はないので、難しいところです。

(内山委員)

野口先生の御意見に同感なのですが、かといって警察庁を適用除外とすると他の省庁もそうしてくれとなり、收拾がつかなくなってしまうので、実施せざるを得ないのだと思います。

(横山委員)

これは経済的効果と費用で測るようにと言われているのですか。

(山田保安課長)

そのように理解しています。そのため、なるべく数値があるものについては示すようにしています。

(磯警察行政運営企画室長)

なるべく金銭価値化するようにと言われています。

(内山委員)

特に今年は規制の評価の数が多いので、なおさら御苦労されたと思います。

金銭価値化については、できないことはないけれども実施するとそちらの方がコストがかかると言うしかないと思います。いわば、費用便益分析自体の費用便益分析が必要だということです。私はイギリスのEBPMを調べているのですが、イギリスでは金銭価値化が難しいものをいかに測定するかということについて経済学者も動員して検討しています。警察の規制はなじみにくいと思いますが、例えば、環境的資本をどのように測るかについて、政府のエコノミストと経済学者がアイディアを出し合ったりしています。警察の場合ですと、金銭価値化について全く行わないというのも難しいでしょうから、現状の内容が限界だと思います。ただ、あえて申し上げますと、例えば、ダガーナイフの規制に関して言えば、約11,744振回収されたということです。ダガーナイフ1振あたりの事件が起こる確率に、事件1件あたりの平均的損害額、つまり慰謝料や遺失利益等をかけ合わせれば評価ができないことはないのですが、そのような算出をするより犯罪者を捕まえて欲しいという話になります。政策評価のあり方自体については全政府的に再検討すべきだと思いますが、それまでは現状の内容で良いと思います。

(木村座長)

他にございますか。よろしいでしょうか。では、銃刀法については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令により新設された規制について、保安課から御説明をお願いします。

(山田保安課長)

はい。今の政令の関係で新設された規制について2点御説明いたします。資料の27ページでございます。

1点目は、「店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への出会い系喫茶営業の追加」についてでございます。「1 事前評価時の想定との比較」にありますように、本規制は、出会い系喫茶営業が、売春や児童買春等の温床となるなど善良の風俗、清浄な風俗環境の保持の点で問題となっていたため、風営適正化法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の一つとして規制対象に加えたものでございます。店舗型性風俗特殊営業には、ソープランドやファッションヘルス、ラブホテル等がございますが、それに「出会い系喫茶営業」を追加したものでございます。

次に、「2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」についてでございます。店舗型性風俗特殊営業として出会い系喫茶営業を規制したことによりまして、この営業を営む者に対して営業の届出義務が課されたことから、遵守費用が発生したほか、各種規制の遵守状況の把握あるいは違法行為の取締り等に関する行政費用が発生しております。しかし、事前評価時に想定されなかった負担は生じておりません。また、効果についてでございますが、児童買春等の検挙件数は、本規制の導入の前後で比較すると減少しています。ただし、その増減の原因を特定すること自体が困難であることなどから効果の金銭価値化は行っておりません。他方、本規制の導入後、児童買春等の温床となる出会い系喫茶営業の届出数は減少しております。こうしたことから、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止することに関して、本規制の有効性が一定程度認められると考えております。

以上のことから、「3 考察」に記載のとおり、本規制の導入に伴って、一定の遵守費用や行政費用は発生したものの、規制の有効性が一定程度認められることから、児童買春をはじめとする子供の性被害が依然として深刻な状況であることを踏まえると、規制の継続が妥当であると考えているところでございます。

続きまして、29ページの「ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大」についてでございます。「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。改正前において、風営適正化法上のラブホテルやモーテルと類似する特徴を備えていながら、風営適正化法の規制が及んでいない、いわゆる類似ラブホテルというものがございました。具体的に申し上げますと、改正前のラブホテルの定義といたしますのは、ロビー等の面積が小さく、部屋に一定の設備を備えていること等に限定していたところです

が、これらの要件には該当しないものの、一見してラブホテルのような形態のものについて類似ラブホテルとしていた状況です。それら類似ラブホテル等が、風営適正化上の営業禁止区域・地域で営業したり、児童買春、売春等の温床として利用されるなどの問題があったため、ラブホテル等営業として規制される営業の範囲を拡大して、類似ラブホテルを風営法上のラブホテル又はモーテルとして取り込もうということで、規制対象に加えたものでございます。

次に、「2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」についてでございます。ラブホテル等営業として規制される営業の範囲を拡大したことにより、新たにラブホテル等営業に該当することとなる営業を営む者に対して、営業の届出義務が課されたことから、遵守費用が発生しております。また、各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に関する行政費用が発生しておりますが、事前評価時に想定されなかった負担は生じておりません。児童買春等の検挙件数の増減の原因を特定すること自体は困難であることから、本規制についても効果の金銭価値化は行っておりません。

他方、本規制の導入により、類似ラブホテルに関する営業も新たにラブホテル等営業に該当することになりますが、ラブホテル等の届出数が、本規制の導入後に増加しております。これはどういうことを意味するかと言いますと、本規制の導入前には、18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されていなかった類似ラブホテルが、本規制の導入後はラブホテル等営業として風営適正化法の規制対象となり、18歳未満の者が立ち入れなくなったことで、児童買春等の温床となっていた状況を改善することができたと考えております。よって、当該規制の有効性が一定程度認められると考えております。

以上のことから、「3 考察」に記載のとおり、本規制の導入に伴って、遵守費用や行政費用が発生しましたが、規制の有効性が一定程度認められることから、児童買春をはじめとする子供の性被害が依然として深刻な状況であることを踏まえると、規制の継続が妥当であると考えております。

以上でございます。

（木村座長）

ありがとうございました。今の御説明について、御質問等あればお願いいたします。

（野口委員）

11,900円というのは、届出をする時に、申請にかかる費用でしょうか。

（山田保安課長）

届出を受けて、店舗型性風俗特殊営業については公安委員会から届出確認書を渡すことになっております。届出確認書は営業所に備えておかなければならないことになっておりますが、この届出確認書を交付するに当たりまして、当該店舗が営業禁止区域・地域に該当しないかどうかを確認する作業が発生します。そうした確認作業の人件費等にかかる費用として手数料を徴収しているということでございます。

(野口委員)

資料5の27ページにある「遵守する費用」とは、具体的にどのようなものになるのだろうかということを考えておりました。営業が可能かどうかを確認するためにかかる費用ということですね。

(山田保安課長)

はい。そうです。

(木村座長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(内山委員)

よろしいですか。資料5の29ページ、1の第2段落目にラブホテル等の営業所数に関して、翌平成23年にラブホテル等営業の届出数が大幅に増加して以降、減少傾向にあると記載されていて、増えているのか減っているのかがよくわかりません。また、次の30ページには類似ラブホテルを減少に追い込んでいると認められるとあります。これはどういうことなのでしょう。類似ラブホテルを規制対象とした結果、届出件数が増えた一方で、規制対象となるので営業をやめようということにつながっているのか、そのあたりの考え方について教えてください。

(山田保安課長)

事実関係を御説明いたしますと、平成22年中はラブホテル等営業の届出数が3,692件でございました。政令の改正後である翌23年は6,159件ということで、これを指して大幅に増加したとしています。この背景としては、ラブホテル等として規制される営業の範囲を拡大し、従来は法の規制対象になっていなかった類似ラブホテルを風営法のラブホテルとして規制対象に加えたことで届出数が増えたと考えております。

29ページに記載の大幅に増加して以降、減少傾向にあるというのは、先程申し上げた6,159件と比較するとだんだんと減少傾向にあり、平成30年中については5,417件にまで減っているということでございます。この理由について確定的に申し上げることは困難なところでございますが、政令改正前もラブホテル等営業の届出数が減っていたということもありますし、また、政令改正前であれば類似ラブホテルは学校の近くでも営業できていたところ、規制対象となったことで、そのような営業を新規で行うことができなくなり、増える要因が減ったということが考えられるところでございます。

(木村座長)

御説明いただいたあたりが少し読みにくいということでしたので、可能であれば表現ぶりの修正をお願いします。

(筋政策立案総括審議官)

はい。考えてみます。

(木村座長)

他はよろしいでしょうか。では、風営法関係は以上ということで、どうもありがとうございました。

(山田保安課長)

どうもありがとうございました。

(木村座長)

それでは引き続き、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律により新設された規制について、組織犯罪対策企画課から御説明をお願いします。

(和田組織犯罪対策企画課長)

組織犯罪対策企画課長の和田でございます。よろしくお願いたします。

暴力団対策の関係で6点について御説明申し上げます。

まず、資料の32ページ、「暴力的要求行為として規制する行為の追加」についてでございます。これは、平成24年の暴対法改正当時、全国的に暴力団排除の機運が高まる中で、金融業界等におきまして、暴力団員と判明した場合にはその取引を拒絶するなどの取組がなされてきたところでございます。そのような際、拒絶した事業者等に対して、更に威力を示して不当に取引を要求する実態等もみられましたことから、金融商品取引業者や預貯金の受入れを行う者等、一定の事業者等が取引を拒絶しているにもかかわらず指定暴力団等の威力を示して取引を要求する行為等を暴対法9条の暴力的要求行為として禁止される行為に追加し、中止命令及び再発防止命令の対象としたものです。また、国等が行う入札等に係る暴力的要求行為について、従前より公共工事の入札等に係る不当要求は規制の対象とされておりましたが、暴力団は、公共工事のみならず、清掃等といった業務の委託、公有地の売買等に係る入札等についても同様の不当要求を敢行している実態がみられたことから、対象を入札等に拡大するなど規制を強化したものです。事前評価時に、本規制に係るベースラインの設定は行っておりませんが、本規制が導入されていなかった場合には、事業者等に対する不当要求行為による被害が現状以上に生じていたものと考えられますので、本規制の必要性が認められるものであります。

費用、効果等につきましては、規制の範囲を公共事業全般あるいはそれ以外の業界に対するものに拡大したことにより、都道府県公安委員会に命令の発出に係る事務が新たに発生することとなりますが、これは、既存の規制と一連の体系をなすものであり、新たな費用もほとんど生じておらず、事前評価時に想定されなかった事務負担等の発生も認められません。他方、本規制が導入されて以降、中止命令12件、再発防止命令1件を発出し、不当要求行為を中止させることができているので、想定していた効果が発現しているものと考えております。

まとめといたしまして、本規制の導入に伴う費用がほとんど生じていない一方、不当要求行為を中止することができたという便益が生じており、規制の継続が妥当であると考えております。

続きまして、34ページの「準暴力的要求行為の規制の拡大」についてでございます。準暴力的要求行為と申しますのは、指定暴力団員以外の者が指定暴力団の威力を示して暴力的要求行為を行うこと等でございます。社会における暴排機運の高まりにより、暴力団員が自ら資金を獲得することが困難となってきたことを背景といたしまして、暴力団員が、暴力団以外の者に対して準暴力的要求行為をすることを要求したり、準暴力的要求行為を行う意思のある者に暴力団等の威力を示すことを容認するなどして、資金獲得活動を巧妙化させている実態がみられたところでございます。このような状況を受けまして、人が準暴力的要求行為を行うことを指定暴力団員が助けてはならない、また、元指定暴力団員や利益供与者等が行う準暴力的要求行為を禁止するなどの規制を新たに設けたものでございます。これにつきましてもベースラインの設定は行っておりませんが、本規制が導入されていなかった場合には、準暴力的要求行為による被害が現状以上に生じていたものと考えられますので、本規制の必要性が認められるものです。

費用、効果等につきましては、都道府県公安委員会に命令の発出に係る事務が新たに発生いたしますが、既存の規制と一連の体系をなすものでございます。そのため、事前評価時に想定されなかった事務負担等の発生も認められておりません。他方、本規制が導入されて以降、中止命令174件、再発防止命令21件を発出し、準暴力的要求行為を中止させることができっておりますので、想定していた効果が発現しているものと考えております。

以上のことから、本規制を継続することが妥当であると考えております。

続きまして、36ページの「対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置」についてでございます。暴力団相互による対立抗争におきまして、事務所のほか、組員の自宅、路上等の様々な場所で拳銃等の凶器を使用した暴力行為が発生し、市民生活の脅威となっている実態がございました。特に、法改正に至る契機となりました道仁会と九州誠道会の対立抗争を受け、事務所周辺はもとより、より広い地域の市民生活の平穏を確保する必要性が認められたところです。また、従来の対立抗争における事務所使用制限命令がございしますが、これは事務所の管理者に対して発出されておりました。そのため、命令の効力を受けない配下組員が清掃等を理由として事務所に立ち入るなど、規制逃れの動きが生じておりました。こうした背景から、対立抗争に係る暴力行為により人の生命等に重大な危害を加えられるおそれがあるなどと認められる時は、期間及び警戒区域を定めて特定抗争指定暴力団等に指定して、対立抗争が行われている地域への立ち入りを全面的に禁止し、また、事務所使用制限命令については、管理者だけでなく配下組員にも発出できるようにしたものでございます。これにつきましても、ベースラインの設定は行っておりませんが、本規制が導入されていなかった場合には、対立抗争に係る暴力行為による市民への危害が生じていたも

のと考えられますので、本規制の必要性が認められるものであります。

費用、効果等につきましては、本規制によりまして、例えば都道府県公安委員会に事務所使用制限標章の印刷費等が生じることとなりますが、事前評価時に想定されていなかった事務負担は発生しておらず、想定とかい離するものではございません。本規制を導入後、2団体を特定抗争指定暴力団等に指定いたしました。両団体による対立抗争事件は1件も発生していないことから、効果を発現していると考えております。

次に、39ページの「賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加」についてでございます。指定暴力団による暴力行為に対する賞揚等につきましては、新たな暴力行為を助長することから、平成24年の法改正以前より指定暴力団による暴力的要求行為等を拒絶した者に対する報復について賞揚等を行うことを規制の対象としておりました。しかし、指定暴力団員が要求等して行われた準暴力的要求行為に関するものは規制されておりましたので、準暴力的要求行為を拒絶した者に対する報復の目的で指定暴力団員が行う暴力行為に関する賞揚等を新たな対象として、規制の拡大を図ったものでございます。本規制につきましてもベースラインの設定は行っておりませんが、本規制が導入されていなかった場合には、新たな暴力行為を助長する結果となっていたと考えられますので、本規制の必要性が認められるものであります。

費用、効果等につきましては、都道府県公安委員会に命令の発出事務が新たに生じますが、費用はほとんど発生しておりません。他方、本規制の導入以降、準暴力的要求行為に伴う暴力行為の賞揚等に対する賞揚等禁止命令を2件発出しております。そのため、本規制が成果を上げていると考えており、継続が妥当であると考えております。

次に、41ページの「縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止」についてでございます。縄張は、指定暴力団員の不当な資金獲得活動を容易にする基盤そのものであり、縄張内の営業者のために用心棒行為等を行う際は、違法な行為を敢行してでもこれを貫徹しようとする動機が強く働き、実際に縄張内の営業者のために行うこれら行為の際、多数の関連する違法行為を敢行している実態がございました。このように、指定暴力団員が用心棒行為等を行う際に、一般市民に危害を加える実態もみられたことから、本規制を設け指定暴力団員が用心棒行為等を行うことや約束すること、さらに営業者が指定暴力団に用心棒行為等を要求することを禁止するための命令を発出できるようにしたものです。ベースラインの設定は行っておりませんが、本規制が導入されていなかった場合には、国民の生命、身体又は財産により多くの危害が生じていたものと考えられますので、本規制の必要性が認められるものであります。

費用、効果等につきましては、新たな事務による費用はほとんど生じておらず、事前評価時に想定されなかった事務負担等の発生も認められておりません。成果でございますが、本規制導入以降、指定暴力団による用心棒行為等に対する中止命令が6件、防止命令が30件、再発防止命令が3件、更に営業者による用心棒行為等の要求等に対する再発防止命令1件を発出しており、想定していた効果が発現しているものと考えていることから、本規制を継続することが妥当であると考えております。

最後に43ページの「暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置」ということで、いわゆる特定危険指定暴力団等の指定に関する規制でございます。本改正前、指定暴力団からのみかじめ料の要求等の暴力的要求行為を拒絶した事業者等に対し、報復として危険な暴力行為を行う事案が相次いで発生し、事業者等の大きな脅威となっております。本規制は、重大な危害を加える方法による暴力行為を行うなどした指定暴力団について、期間と警戒する区域を定めた上で、特定危険指定暴力団等と指定して、警戒区域において又は警戒区域における人の生活や業務遂行に関して暴力的要求行為を行った場合には、命令の発出を待たずに直ちに処罰できることとしたものであります。また、暴力的要求行為等を行う目的で事業者等に面会をを求めることを中止命令の対象としたほか、暴力団事務所が暴力的要求行為等に伴う暴力行為のための謀議の用に供された場合には事務所使用制限命令を発出できるようにしたものであります。これにつきましてもベースラインの設定は行っておりませんが、本規制が導入されていなかった場合には、特定危険指定暴力団等による暴力的要求行為等が現状以上に発生し、市民生活により多くの危険が生じたものと考えられますので、本規制の必要性が認められるところであります。

費用、効果等につきましては、事務所使用制限標章の印刷費等が生じることとなりますが、事前評価時に想定されていなかった事務負担等は発生しておらず、想定とかい離するものではございません。本規制導入後に、工藤會を特定危険指定暴力団等に指定し、警戒区域内における暴力的要求行為について直罰で24件検挙したほか、中止命令2件、事務所使用制限命令10件を発出しており、想定通りの成果を上げているものと考えております。そのため、本規制を継続することが妥当と考えているところで

す。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。御質問、御意見あればお願いいたします。

(内山委員)

きっちりやっただいて素晴らしいと思います。

(横山委員)

前半の議論で出ていた暴力団員の数が減っていることについても、今御説明のあった規制を含めて色々取り組を行った結果、数値として現れていると思うので、個別の施策で費用対効果をみる類のものではないと思います。この種の議論を個別の施策ごとに行うことにどのくらいの意義があるのかと感じますので、むしろ、このような施策を行った結果、大枠として効果が出ていますといったまとめ方をした方がスッキリする気がします。

(木村座長)

実績評価書についても、もう少し見せ方がうまくできるのではないかという気がします。横山委員の御指摘にあったように、このような規制等を活用して積み上げて結果に現れていると思います。

(横山委員)

前半の議論は、定量的な目標に基づいて定量結果を現すという話でしたが、色々な取組を行ってきた結果、効果が出る場合もあれば、取組を行ったけれども効果があまり出なかったという場合もあると思います。そういった点からも、民間会社であれば個別の施策というよりはもう少し大きな枠組みで議論するという違いがあります。

(筋政策立案総括審議官)

暴力団対策については、今回の規制以外にも刑法に基づく取締りを行ったり、各都道府県の条例等もありますので、色々な取組の効果がわかりやすく現れるようなものがあれば良いと思います。

規制の評価については、定められた方法で行わなければならないものですから、御理解いただければと思います。

(野口委員)

事後評価書の要旨についても記録として残されるのでしょうか。もしそうであれば、37ページの下から4行目にある暴力行為の「結果として」が「結果よして」になっているので、修正が必要と思いました。

(筋政策立案総括審議官)

ありがとうございます。

(横山委員)

行政コストが追加的に生じていないというのは、元々存在する枠組みで行っているからということですか。

(和田組織犯罪対策企画課長)

これまでやっている様々な取組と一体のもので、新たに何か特段の費用として追加されてはいないということです。

(横山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(木村座長)

よろしいでしょうか。では、暴対法関係については以上で終了します。
ありがとうございました。

(和田組織犯罪対策企画課長)

ありがとうございました。

(木村座長)

では、続いて、道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制のうち4つの規制について、運転免許課から御説明をお願いいたします。

(早川運転免許課長)

運転免許課長の早川と申します。よろしく申し上げます。

資料はお手元の規制の事後評価書要旨の46ページ以降になります。

4点ございまして、いずれも平成25年の道路交通法の改正で新設された規制でありまして、平成26年6月に施行されております。

まず、病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止についてです。資料の1の3行目から4行目にありますが、病気の症状に関する質問票等に虚偽の記載をして提出する行為を道路交通法において新しく罰則規定として追加したもので、これに違反した場合には懲役1年以下又は30万円以下の罰金となっております。

次に2の3行目から4行目でございますが、従来から免許の新規取得や更新の際に病状等の申告欄を設けており、免許が取り消されることになるてんかん等一定の病気に関しましては病気の症状に関する申告が求められていたのですが、罰則等はありませんでした。ところが、なかなか本当の申告をしていただけない状況がありましたので、本規制により罰則を設けたというものです。新たな遵守費用はなく、従来から免許申請の際に申告を求める手続きを行っておりますので、新たな行政費用の発生もないと考えております。47ページになりますが、質問票等への病気の症状の記載を端緒として免許の取消しに至った件数は、記載のとおりであります。平成26年については施行日以降の件数となりますが、平成27年以降は相当の件数が質問票を端緒に病気等で取り消されており、効果が出ているのではないかと考えております。

したがって、費用と便益等を勘案いたしますと本規制を継続することが妥当であると考えております。

続きまして、2点目の「一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止」についてでございます。1の5行目にありますが、制度としては免許を受けた人が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、医師の診断により病名を確定する前の疑いのある段階から暫定的に運転免許の停止をすることができるという規定を設けたものであります。停止期間は、最長で3か月間ということになっております。

これに関しましては、事故等を起こして一定の病気である疑いがある場合は暫定的な

停止処分がなされますので、自動車等の運転をすることができなくなりコストがかかるという事実はございます。暫定的停止の状況については、資料の49ページに記載のとおりでありまして、年間約100件で推移しているところでございます。例えば、平成29年の暫定的停止処分は147件で、本規制が効果を発揮していると考えており、継続することが妥当であると考えております。

続いて、3点目「一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除」です。従前は、一定の病気等で免許を取り消された人が、病気が治ったり治療等により症状が出なくなった場合に新たに免許を取得しようとする場合、最初から試験を受け直さなければならない状況でした。他方、先程御説明したとおり、免許取得時又は更新時に虚偽の申告をすれば罰則があり、本当の病状を申告してもらう一方でこのような救済措置を設けることによって、正しい申告を促すとしたところでした。制度的には、3年以内であれば病気が治って免許を再取得する際、技能試験及び学科試験を免除する、つまり、適性検査のみで免許を再取得できるというものです。

新たに行政費用は発生しないと考えておりまして、本人からの相談、病状申告及び質問票への病気の症状の記載を端緒とした免許取消等処分件数については、2に記載のとおりとなっております。これに関しましても色々なかたちで病状の申告を促した結果であると考えておりまして、本規制を継続することが妥当であると考えております。

最後、4点目ですが、「取消処分者講習の受講対象の拡大」についてです。これは、1の冒頭に記載しているとおり、いわゆる違反行為を行って免許を取り消された場合は、一定の欠格期間を経た後から取消処分者講習を受けた上で免許の試験を受けるということになっておりますが、免許が失効したため取消処分を受けなかった者等は、取消処分者講習の受講対象になっていませんでした。しかし、失効者についても免許を再取得する場合には取消処分者講習を受講しなければならないこととしたものです。

52ページの下から2行目になりますが、取消処分者講習の受講に約30,000円の費用負担が生じていますが、行政費用としては特段発生しておりません。実際の適用件数につきまして、平成30年中に取消処分者講習を受講した準取消処分者等は466人となっております。

これに関しまして、費用対効果を考えますと本規制を継続することが妥当であると考えております。

以上でございます。

(木村座長)

どうもありがとうございます。御質問、御意見あればお願いいたします。

(内山委員)

免許再取得時の試験の一部免除について、資料の51ページに免許取消し等処分件数が年々増えたので効果が発現していると考えられています。また、質問表への虚偽記

載の禁止について、47ページにも免許の取消し等処分件数が記載されています。この数の違いについて確認しますが、47ページについては質問票への病気の記載が端緒となった件数で、51ページについては本人からの相談を含んだ数となっているということですね。

(早川運転免許課長)

はい。そうです。

(内山委員)

これは、試験の一部免除をしたから件数が増えたのか、それとも罰則を設けたから正直に申告する人が増えたのか、どちらなのかがわからないと思いました。

(早川運転免許課長)

あくまで推測ですが、法改正の際においても罰則を設ける一方で、病気が治った際には運転社会に戻りやすくするというのを両者あいまってやるべきではないかという議論がされていました。その意味では、罰則の影響もあるし、病気が治った際には免許の再取得が容易になったことも影響していると思います。

(横山委員)

規制ごとに評価をしなければならないから、このようになっているのですよね。

内山先生が御指摘されたように、両方の規制の影響と言えれば、その方が理論的であると思います。お話を聞いた限りでは、同じ効果を期待して2つの規制を設けているように思うので、本当は2つの規制によって効果が出たという内容にしないと、元々規制を設けた時の考え方と評価の基準がずれているという話になってしまうと思います。

(筋政策立案総括審議官)

例えば、「あいまって」を加えて両方の規制による効果であることを示すような記載ぶりにするなど、表現については考えます。

(木村座長)

ただ、そういったことを踏まえて、51ページには本人からの相談を含めた件数を入れてあるというように思いました。

他にはよろしいでしょうか。では、以上で終了します。ありがとうございました。

(木村座長)

次に、道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制のうち2つの規制について、交通企画課から御説明をお願いいたします。

(作道交通企画課理事官)

交通企画課理事官の作道と申します。よろしくお願いたします。

平成25年の道路交通法改正によりまして設けられました自転車関係の規制2点につきまして御説明いたします。

資料の54ページを御覧ください。1点目が「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令」でございます、平成27年6月に施行されております。

まず、「1 事前評価時の想定との比較」を御覧ください。この規制につきましては、自転車運転者の法令違反が事故の要因になっているということを踏まえて導入した規制でございます、信号無視、一時不停止、酒酔い運転等といった交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を反復して行った自転車の運転者に対し、自転車運転者講習の受講を命ずることにより、交通の安全の確保を図るものでございます。本規制を取り巻く社会情勢等に大きな変化は生じておりませんので、必要性が引き続き認められるものと考えております。

続きまして、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。1行目にご覧のように、本規制を受けることとなる自転車運転者は、自転車運転者講習を受けなければならない、遵守費用として、標準額6,000円の受講手数料の負担が生じておりますが、想定からのかい離は生じておりません。また、第2パラグラフにございませうように、行政費用として、命令の発出事務等に係る費用が都道府県公安委員会に発生しておりますが、金銭評価することは困難であり、また、講習の実施事務に関する費用については、手数料として受講者が負担していることから、行政費用とはならないものでございます。続いて、次のページの第3パラグラフの受講者数に関する表を御覧ください。講習では、受講前と受講後に自転車の交通ルールに関するテストを実施しておりますが、平成27年6月から平成30年6月までの間に講習を受講した者については、受講後のテストの得点率が約15ポイント向上しており、受講により交通ルールへの理解が促進されたことが認められております。また、平成29年中に講習を受講した122人について、受講前後1年に危険行為を行った件数及び危険行為に係る事故を発生させた件数を集計しましたところ、いずれも受講後は受講前と比較して大幅に減少しており、自転車運転者の危険性の改善が認められたところでございます。

以上のことから、「3 考察」にありますように、受講者の自転車の運転に関する危険性を改善し、交通の安全を確保することができたと言えますので、本規制は継続することが適当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、2点目といたしまして資料の57ページを御覧ください。「自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等」でございます、平成25年12月に施行されております。

まず、「1 事前評価時の想定との比較」でございますが、この規制につきましては、警察官が制動装置不良自転車と認められる自転車を停止させ、その制動装置について検査するとともに、必要な応急の措置を命じ、また、応急の措置によっては必要な整

備をすることができないと認められる自転車については、その自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができることとしたものでございます。本規制につきましても社会情勢等に大きな変化はないことから、引き続き必要と考えております。

続いて、「2 費用、効果及び間接的な影響の把握」を御覧ください。1行目にございますように、本規制は本来備えなければならないとされております制動装置の整備を求めるものでございまして、新たな遵守費用は発生しておりません。また、本規制の導入によって命令書の交付等の事務作業が発生することもないため、新たな行政費用はほとんど生じないと想定していたところ、想定したとおりとなっておりますので想定と実績の乖離も生じておりません。次ページの3行目以降でございますが、本規制導入前の平成20年から平成24年にかけての制動装置不良を原因とした自転車事故の発生件数は118件であり、本規制導入後の平成26年から平成30年にかけての事故件数は41件ということで約3分の1に減少しておりますので、本規制の導入によって事前評価時に想定していた効果が発現していると考えています。

以上のことから、「3 考察」にまとめましたように、便益について金銭評価をすることは困難でございますが、費用はほとんど発生しておりませんので、便益が費用を上回っていると考えられることから、本規制は継続することが適当ではないかと考えているところでございます。

私からは以上です。

(木村座長)

どうもありがとうございます。御質問等あればお願いいたします。

(横山委員)

数字について確認なのですが、講習の受講命令について、平成29年に受講した122人が受講前の1年間で危険行為を184件、事故を22件起こしているということですか。

(作道交通企画課理事官)

はい、そうです。

(横山委員)

そして、同じ122人について、受講後の1年間で見ると危険行為が6件、事故が0件ということなのですか。

(作道交通企画課理事官)

そうです。

(内山委員)

この122人というのは、どのようにして計上した数値なのでしょうか。

(作道交通企画課理事官)

警察官が取締りを行っていきまして、1回目ですと講習の対象にはなりませんので、一定の行為を反復して2回以上行った方が講習の対象となります。そういった意味では、このような数値の取り方をすれば、受講前の1年間の違反件数や事故件数は多くなるということがあります。

(木村座長)

命令しても受講しないという人はいるのでしょうか。

(作道交通企画課理事官)

今のところ一人もいません。命令をすれば受講していただいている状況です。

(横山委員)

何年間で2回違反すれば、講習を受けなければならないのですか。

(作道交通企画課理事官)

基準としては、3年で2回としています。

(横山委員)

受講者数は増えているのですか。

(作道交通企画課理事官)

受講者数については、配布資料にある表のとおり年々増えております。

(野口委員)

今のお話ですと、受講命令数と受講者数が一致しているということですか。

(作道交通企画課理事官)

はい。今年の5月末現在ですが、受講命令に違反した人はいませんので、御指摘のとおりとなります。

(野口委員)

今後、受講命令数と受講者数が異なるような状況になれば、両方見なければならぬということもあり得るということですね。

(作道交通企画課理事官)

受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処されますので、そのような人が現

れてくれば、そのような流れになると思います。

(木村座長)

受講しない場合の事故件数等を見るようになるということでしょうか。
現状、100パーセント受講しているということには驚きました。

(作道交通企画課理事官)

受講に関してはきめ細やかに対応しておりまして、例えば学生であれば、平日が難しい場合は土日に受講してもらうなど柔軟に対応しています。

(野口委員)

資料の見せ方についてですが、命令数と受講者数とを並べて100パーセントが受講していますと表すと、効果を示す際に、より良いのではないかと思いました。

(筋政策立案総括審議官)

考えます。ありがとうございます。

(野口委員)

もう一つの57ページの規制についてですが、記載がある数値を見ますと、制動装置不良を原因とした自転車事故の発生件数はあるのですが、停止させた数や制動装置について調べた数、このままでは乗れないなどと現場で指導した数の把握はないのでしょうか。

(作道交通企画課理事官)

把握はありません。

(野口委員)

わかりました。

(横山委員)

2回以上違反している受講者数がこれだけ増えているということは、危険行為を行っている人自体はもっと増えているということですね。

(作道交通企画課理事官)

はい。増えております。それについては、警察官が取締りをしっかり行っているということもあると思います。

(木村座長)

以上でよろしいですか。どうもありがとうございました。

(作道交通企画課理事官)

ありがとうございました。

(木村座長)

議題関係については以上ですので、司会を室長にお戻しします。

(磯警察行政運営企画室長)

ありがとうございました。

最後に、資料7は、平成30年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその施策への反映状況を取りまとめた資料です。前回までの研究会で御議論いただいた評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

これで一連の議事を終了いたします。

以上で、第36回政策評価研究会を終了させていただきます。

本日は、御多忙中の中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。